県有施設の配管保温材からアスベストの一種であるトレモライト（アクチノライト＊1）が検出されました

１　概要

老朽化し解体を予定している諏訪警察署のアスベスト事前調査を行ったところ、機械室の配管の曲がり部分の保温材＊2からこれまで日本では建材等で使用実績がないとされていたアスベストの一種であるトレモライト（アクチノライト＊1）が2.5%検出されました。他県でトレモライトが検出された事例はありますが、県有施設でトレモライトが検出された事例はこれが初めてです。なお、配管部分は綿布が巻かれ塗装をかけているため、周囲へ飛散のおそれはありません。

２　アスベスト（石綿）の分析について

・アスベスト（石綿）にはクリソタイル（白石綿）、アモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライトの６種があります。

・厚生労働省は今まで建材等で使用実績がないとされ、分析が省かれていたアクチノライト、アンソフィライト、トレモライトが検出されたことを受けて、平成２０年２月６日、石綿障害予防規則第３条第２項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査は、６種全て実施するよう通達を出しました。

３　長野県の対応

・長野県では市町村、関係機関、業界団体等にアスベスト６種の分析を徹底するよう通知しました。

・県有施設で過去のアスベスト検査結果が不検出であったものについて、結果の見直しを行っていますが、現在のところトレモライト等の含有は確認されていません。

・「吹付けアスベスト等除去作業立会マニュアル」を改正し、アスベスト除去作業時の飛散防止に関する指導を強化しています。

トレモライトの位相差分散顕微鏡写真（倍率１００倍）

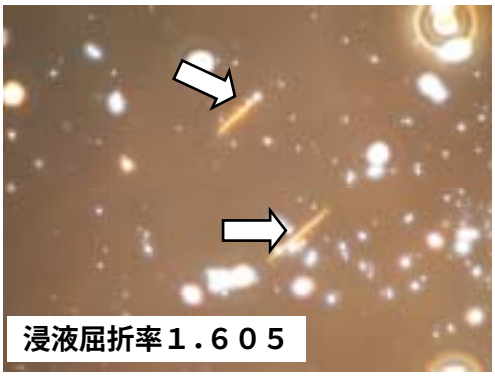

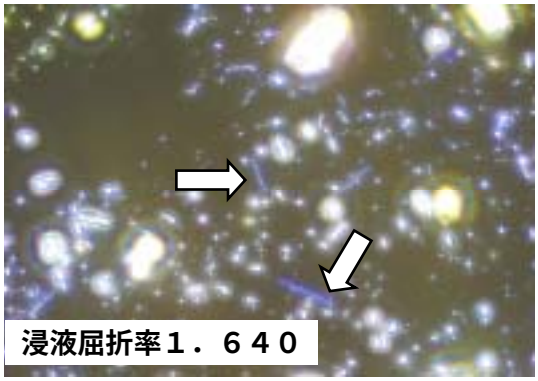

＊１：アクチノライトはやや鉄分の多いトレモライトのことで、Ｘ線回折分析法や位相差分散顕微鏡による分析法ではトレモライトとアクチノライトを区別することができないため、トレモライト（アクチノライト）と標記しています。）

＊２：石綿障害予防規則では解体等作業における発じんの程度により、発じん性が著しい吹付け材のレベル１から発じん性の低い成形板等のレベル３まで分類されており、保温材はレベル２に該当します。

生活環境部環境政策課
（課長）岩嶋敏男
（担当）村田博　土屋としみ
電話：026-235-7177（直通）
026-232-0111（内線 2761）
FAX：026-235-7366
E-mail：kankyo@pref.nagano.jp